

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 岐阜県教育委員会

- 対象者の氏名、本籍地、生年月日
土佐 朋佳、岐阜県、平成 9 年 5 月 15 日
- 免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
① 小学校教諭 1 種免許状、平 31 小一 種第 113 号、令和 2 年 3 月 18 日、三重県教育委員会
② 中学校教諭 1 種免許状（保健体育）、平 31 中一 種第 179 号、令和 2 年 3 月 18 日、三重県教育委員会
③ 高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）、平 31 高一 種第 228 号、令和 2 年 3 月 18 日、三重県教育委員会
- 失効年月日 令和 8 年 2 月 3 日
- 失効の事由 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 1 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号ハ）該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 岐阜県教育委員会

- 対象者の氏名、本籍地、生年月日
岸上 涼太、岐阜県、平成 5 年 4 月 20 日生
- 免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
① 小学校教諭 1 種免許状、平 27 小 1 種第 29 号、平成 28 年 3 月 15 日、岐阜県教育委員会
② 中学校教諭 1 種免許状（保健体育）、平 27 中 1 種第 53 号、平成 28 年 3 月 15 日、岐阜県教育委員会
- 失効年月日 令和 8 年 3 月 4 日
- 失効の事由 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ）該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 岐阜県教育委員会

- 対象者の氏名、本籍地、生年月日
中嶋 拓哉、岐阜県、平成 12 年 10 月 10 日生
- 免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
① 小学校教諭 1 種免許状、令 4 小 1 種第 96 号、令和 5 年 3 月 15 日、岐阜県教育委員会
② 中学校教諭 1 種免許状（理科）、令 4 中 1 種第 167 号、令和 5 年 3 月 15 日、岐阜県教育委員会
③ 高等学校教諭 1 種免許状（理科）、令 4 高 1 種第 247 号、令和 5 年 3 月 15 日、岐阜県教育委員会

- 失効年月日 令和 8 年 3 月 19 日
- 失効の事由 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 和歌山県教育委員会

- 失効した免許状
氏名 森 充生 本籍地 和歌山県
免許状の種類、番号
① 高等学校教諭 2 級普通免許状 数学
昭 60 高 2 第 0993 号
授与権者 茨城県教育委員会
授与年月日 昭和 61 年 3 月 25 日
② 中学校教諭 1 級普通免許状 数学
昭 60 中 1 第 0989 号
授与権者 茨城県教育委員会
授与年月日 昭和 61 年 3 月 25 日
- 失効年月日 令和 8 年 3 月 26 日
- 失効の事由
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定により次の免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 香川県教育委員会

- 失効した免許状
本籍地 香川県
氏名 六車 樹
生年月日 昭和 53 年 10 月 7 日
免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者
(1) 小学校教諭 2 種免許状、平 14 小 二 種第 三 号、平成 14 年 6 月 28 日、香川県教育委員会
- 失効年月日 令和 8 年 3 月 27 日
- 失効の事由
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号該当（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号ハ該当）

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 11 条第 1 項の規定により、次の免許状は失効した。
令和 8 年 4 月 22 日 長崎県教育委員会

- 氏名 長船滉太郎、本籍地 鹿児島県
(1) 小学校教諭 1 種免許状
免許状の番号 平 29 小一 種第 57 号
授与年月日 平成 30 年 3 月 23 日
授与権者 長崎県教育委員会
- 失効取り上げ年月日 令和 8 年 3 月 25 日
- 失効の事由 教育職員免許法第 11 条第 1 項（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号ハ）該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
北海道千歳市花園三丁目六番一八号
有限会社花園ストア
清算人 田中 明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
北海道苫小牧市元中野町三丁目三番一三号
有限会社リアル
清算人 大場 公重

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
札幌市豊平区平岸三条十三丁目四番三号
有限会社アイコーエンジニアリング
清算人 上坂 範子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
札幌市東区北十八条東十七丁目一番二五—三〇三号
有限会社九島建設
清算人 尾上 織江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
北海道日高郡新ひだか町東静内一六番地
有限会社オフィス佐藤
清算人 佐藤 育実

解散公告

当社は、令和八年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
岩手県遠野市中央通り八番五号
有限会社平澤屋
清算人 平澤サチ子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十二日
宮城県仙台市青葉区上杉二丁目三番一三—一〇四号
株式会社シトリン
代表清算人 宮野 弥生